



市議会ガイド

～奥州市議会へようこそ～



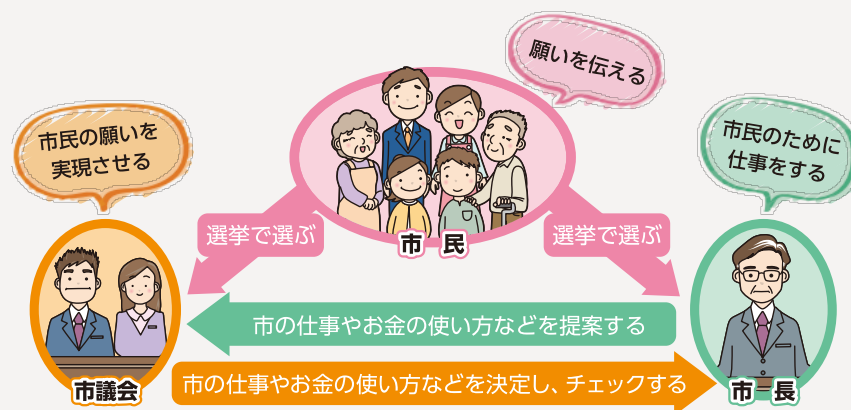
奥州市議会

市議会とは

私たちが住んでいる奥州市を、より安全で住みよい地域にするためには、市政についてみんなで話し合い、市民の意見が十分に反映されなければなりません。

しかし、すべての市民が集まって話し合うことは困難です。そこで、市民の代表として、選挙で選ばれた代表者である議員が集まり、市民生活に関わる重要な予算や条例などを、市民の意見が反映されるよう審議して決定します。この議員の集まりを市議会といいます。

また、議員と市長は市民によって選挙で選ばれます。この制度を二元代表制といいます。市議会と市長は、対等の立場に立って互いに尊重し合い、市政の発展に努めています。



市議会の権限

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、法律や条例によって幅広い権限が与えられています。主なものは次のとおりです。

議 決 権

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分などの問題を議決します。

選 挙 権

市議会の議長や副議長、選挙管理委員などを選出します。

同 意 権

副市長、教育長、教育委員会委員、監査委員などを市長が選任・任命するときには議会の同意が必要です。

検査権・監査請求権

市の事務の執行状況について書類などにより検査をしたり、監査委員に監査を請求することができます。

調 査 権

市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。

意見書提出権

市の公益に関する事務について、国会や国・県などの関係行政庁に対して意見書を提出することができます。

不信任議決権

議会と市長が対立して解決が見出せない場合、最終判断を市民に求めるため、市長に対する不信任の議決を行うことができます。

自 律 権

議会の独立性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることが保障されています。

市議会の構成

議 員

議員は、満18歳以上の人（有権者）の投票によって選ばれます。任期は4年です。奥州市では、条例に基づき、議員の定数は28人と定められています。また、満25歳以上の人であれば議員に立候補することができます。

議長 と 副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、会議の運営、議場の秩序保持などに当たり、対外的には議会を代表します。

副議長は、議長の仕事を補佐したり、議長が欠けたときに、議長の代わりに職務を行います。

議会基本条例

議会と議員の責務や活動に関する基本的事項を明らかにした「奥州市議会基本条例」を制定しています。

その目的は

地方分権時代にふさわしい議会の在り方を明らかにするとともに、さらなる議会の活性化を図り、奥州市の豊かなまちづくりを実現することです。

条例の主な内容

・ 議会の活動原則

市民の多様な意見の的確な把握に努め、市政や議会活動に反映させるとともに、市民に開かれた議会を目指すこととしています。

・ 議員の活動原則

市民意見や要望等を的確に把握するとともに、調査・研究活動により自己資質の向上に努め、政策立案や政策提言を積極的に行うこととしています。

・ 市長等との関係

市長等と常に緊張感のある関係を保持し、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むこととしています。

・ 議会の機能強化

本会議等において、議案を審議するときは、議員相互間の議論を尽くすよう努めることとしています。

・ 市民との関係

議会の活動に関する情報の公開・発信を積極的に行い、市民に対する説明責任を果たすことに加え、市民との多様な意見を交換する場として、市民懇談会を行うこととしています。

・ 議会改革の推進

地方分権時代における議会の在り方を常に議論しながら、議会の活性化が図られるよう努めることとしています。



市議会の仕組み

市議会には、2月、6月、9月、12月の年4回、定期的に開かれる定例会と、必要なときに開かれる臨時会があります。

委員会

○常任委員会

4つの常任委員会を設け、専門的に詳細な審査を行います。

1 総務常任委員会	市の政策、税金、まちづくりのことなど
2 教育厚生常任委員会	教育、子育て、福祉、健康のことなど
3 産業経済常任委員会	農林業、商工業、観光のことなど
4 建設環境常任委員会	環境、防災、建設、水道のことなど

○議会運営委員会

円滑な議会運営のために、会期や議案・請願等の取扱いなどについて協議し、意見調整を図ります。

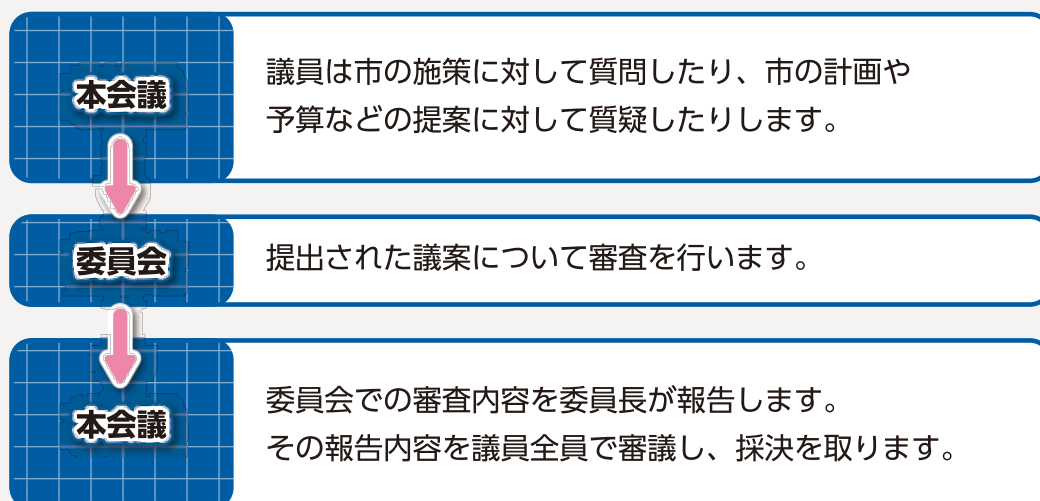
○特別委員会

必要な時に特別に設けられる委員会で、これまで次の特別委員会が設置されました。

- ・新市立病院建設調査特別委員会
- ・ILC誘致及び国際科学技術研究圏域調査特別委員会
- ・東日本大震災調査特別委員会
- ・地域自治区調査特別委員会 など



定例会の流れ



請願と陳情

請願・陳情

市や県、国の仕事について意見や要望があるときは、誰でも請願や陳情を市議会に提出することができます。請願と陳情は、意見や要望を議会に届ける手段という点では同じですが、形式が異なります。

請願書の提出には、市議会議員1名以上の紹介が必要です。陳情書には、議員の紹介は不要です。

請願と陳情は、年4回開催される定例会で審議されます。受付はいつでも行っていますが、一般質問の受付期間満了日（定例会初日から起算して4日前（土日祝除く。））の午後3時までに受け付けたものが、この定例会で審査されることになります。これ以降の受付分は、次回の定例会での審査となります。

書類の作成方法など、詳しくは右記QRコードからご参照ください。



例えば公園ができるまで

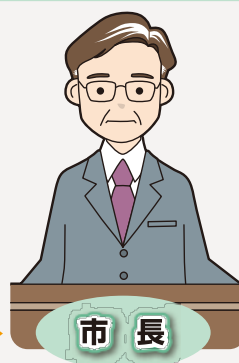
①議会へ請願・陳情を出す



②市民の願いをよく調べて話し合い、市長に伝える。

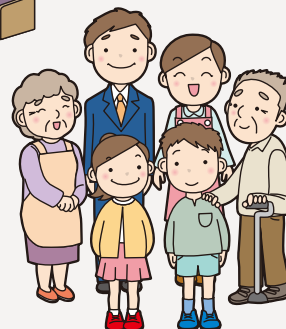
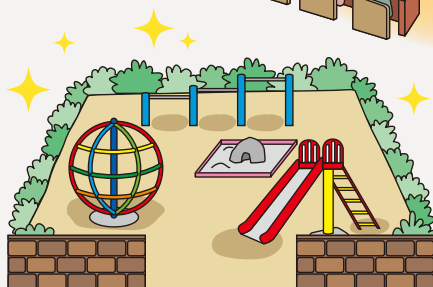


③市民の願いをもとに計画し、市議会に案を提出する。



④市長から出された案について話し合い、実現するか決定する。

新しい公園が完成！



政策立案・提言

奥州市議会では、市民の声を単に市長などの執行機関に届けるだけではなく、それを課題として各常任委員会で現状を調査しています。その調査内容を基に、市民や議員で議論を深め、政策を立案・提言しています。

政策の実現を担保するため、提言する内容を議場において発議案として可決し、その場で、提言書を提出するほか、その後の執行機関の取組状況をチェックし、必要に応じて是正を求めています。

これら奥州市議会独自の政策サイクルを具現化するためのルールとして、「**政策立案等に関するガイドライン**」を策定しています。

政策サイクルの形成～市民の声の実現へ～

市民課題の解決のために政策を構想し、必要な条例を議会に提案することを「**政策立案**」といいます。しかし、条例の策定までには膨大な時間がかかります。

一方、市民課題の解決のために必要な政策をまとめ、市長に提言書として提言することを「**政策提言**」といいます。しかし、提言には拘束力が無いため、本当に実行に移してもらえるのか心配が残ります。これらの課題を解決するために、次のような新たな仕組みを作りました。

「政策提言」の内容を議会で決議し、その後に議場で、議長と委員長が市長に「提言書」を提出します。これが「**政策決議提案**」です。提出後は、本会議の一般質問や常任委員会で進捗をチェックし、取り組まれていないことについては、是正を求めます。

このフォローアップによって、「政策サイクル」が完結し、市民の声の実現へとつながります。

政策決議提案の流れ

- ① 市民と議員の懇談会などを通じて、市民意見・要望を把握
- ↓
- ② 常任委員会で、課題の掘り起こしとテーマを決定
- ↓
- ③ 所管部局・関係団体等のヒアリング、現地・先進地の調査等を実施
- ↓
- ④ 市との協議、市民との意見を集約
- ↓
- ⑤ 全員協議会を開催し、議会の総意として発議案の提出を決定
- ↓
- ⑥ 議会本会議の場において、発議案を可決し、提言書を提出
- ↓
- ⑦ 一般質問や委員会の審査で是正を求めるなど、政策をフォローアップ



議場のご案内

奥州市議会の議場は、市役所本庁舎6階にあります。本会議や委員会は誰でも傍聴することができます。



①議長席

議長が座って、議事を進行します。

②執行部席

市長のほか、市の仕事を進めている代表者が座り、議員の質問に答えます。

③演壇

市長や議員が、説明や報告を行うところです。

④質問者席

議員が市長や執行部に質問を行うところです。

⑤議員席

市議会議員28人の席です。議員はそれぞれ決められた席に座ります。

⑥傍聴席

本会議を見に来た人たちが座る席です。
車イス用の傍聴席もあります。

本会議・委員会の傍聴

- ・本会議の傍聴の受付は、7階「傍聴席入口」で行っています。
- ・受付で、住所、氏名（団体の場合は団体名、代表者氏名、人数）を記入し、受付順に傍聴券の交付を受けてください。
- ・傍聴券には、「一般傍聴券」と「特別傍聴券」（団体用）の2種類があります。なお、団体傍聴のときは、傍聴席に限りがありますので、事前に議会事務局総務係までご連絡ください。
- ・傍聴券の裏面に、傍聴する際に守っていただく事項を記載していますので、これを読んでから入場してください。
- ・委員会の傍聴は、7階委員会室入口受付の傍聴者名簿に必要事項を記入した後、職員の指示に従い、入室してください。傍聴券の交付はありません。



市議会からのお知らせ

市議会ホームページ

奥州市議会に関する情報を公開しているほか、議会中継や議事録をご覧ください。

ホームページ

<https://www.city.oshu.iwate.jp/site/gikai/>

奥州市議会 検索



市議会広報

「おうしゅう市議会だより」を年4回発行して、市議会の活動をお知らせしています。発行日に各家庭に配布しているほか、市議会ホームページでもご覧いただけます。



奥州エフエム放送

「電波に乗せて！奥州市議会」に議員が出演し、議会情報をお伝えしています。市議会ホームページで、過去の放送分をご視聴いただけます。

(本放送) 隔週木曜日 15:40～15:55

(再放送) 翌週火曜日 18:30～18:45



SNS (フェイスブック、ツイッター)

市議会議員が、写真や資料を添えて、本会議の内容や、委員会活動の様子など最新情報を発信しています。



【奥州市議会】

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地

TEL 0197-34-1575 (ダイヤルイン) FAX 0197-23-8199

メールアドレス gikai@city.oshu.iwate.jp



奥州市議会公式 Facebook



奥州市議会公式 Twitter



**UD
FONT**
見やすいユニバーサル
デザインフォントを採
用しています。